

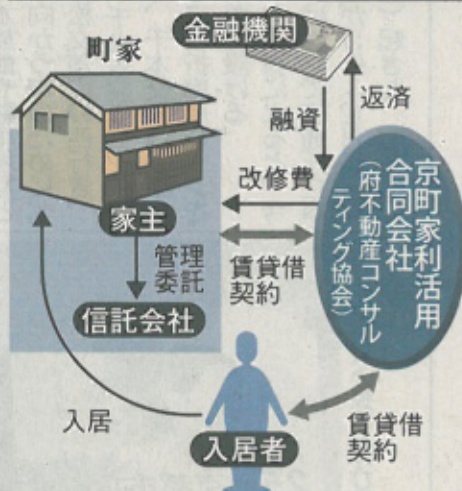
町家再生 改修費融資も

京町家の空き家増加が問題となる中、管理信託の手法を使って家の改修を試みている京都府不動産コンサルティング協会(京都市中京区)の役員らが27日、新たに改修する南区の2軒の町家の所有者と契約を交わした。今回から京都信用金庫が改修費を融資することになり、「初期費用を得やすくなり、町家の再生が広がるのでは」と期待している。

府不動産コンサル協 南区2軒所有者と契約

管理信託による改修は、家をモデルに始まった。2010年に1軒の空き家所有権を10年間の契約で

管理信託での町家再生の仕組み



信金「管理信託」に協力

大阪市の信託会社に移す代わりに、賃借した不動産仲介業者の費用負担で町家を改修した。町家は転貸され、家賃で改修費を回収している。町家は20年末に所有者に返還される。

新たに改修する2軒も長く空き家だった町家。契約調印式には所有者や、協会が出資して新設した「京町家利活用合同会社」、信託会社の役員らが参加し、必要な信託契約や貸借借契約書を交わした。

これを受け、京信は改修費と信託管理経費計1800万円を合同会社に融資し、所有者が施主となって工事を始めた。3月中旬に完成予定。

協会役員で、合同会社代表社員の井上誠二さん(58)は「改修資金がなくて放置されている町家は多い。一方で町家に住みたい人がいる。改修資金の調達に地元の金融機関が協力してくれるのはありがたい」と話していた。

(松田ゆい)



契約書に調印する町家の所有者ら(京都市下京区)